

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例（平成28年甲賀市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(特定空家等の判定)

第3条 条例第2条第2号に規定する特定空家等の判定は、甲賀市特定空家等判定基準（平成29年甲賀市告示第5号）により行うものとする。

(立入調査)

第4条 法第9条第3項に規定する空家等の所有者等への通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する職員等の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による意見陳述機会を付与する旨の通知は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 法第14条第11項の規定による公示は、標識（様式第7号）により行うものとする。

(代執行)

第8条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第8号）により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第9号）により行うものとする。

3 前項の規定に基づいて行う代執行の執行責任者であることを示すべき証票は、執行責任者証（様式第10号）とする。

4 代執行に要した費用の徴収は、速やかに代執行費用納付命令書（様式第11号）により所有者等に請求するものとする。

（協議会の所掌事務）

第9条 甲賀市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 空家等対策計画の策定、変更及び実施に関すること。

（2） 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。

（3） 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。

（4） 特定空家等に対する措置の方針に関すること。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が空家等対策に関し必要と認める事項
（協議会の会長及び副会長）

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（協議会の会議）

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の庶務)

第12条 協議会の庶務は、建設部住宅建築課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる協議会は、第11条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

住所
氏名 様

甲賀市長



立入調査実施通知書

あなたの所有（管理）する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、立入調査を実施するので、通知します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 甲賀市

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 立入調査の日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から

3. 立入調査の趣旨及び内容

（表面）

				第 号	
立入調査員証					
所 属					
職 名					
氏 名					
生年月日		年	月	日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>					
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）					
甲賀市長					

（裏面）

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第9条（略）</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

住所
氏名 様

甲賀市長



指導書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 甲賀市

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 特定空家等の状態

3. 指導に係る措置の内容

4. 指導に至った事由

- ・すでに必要な措置を講じられた場合は、行き違いですので、ご了承ください。
- ・上記3に示す措置に着手したとき、または措置が完了したときは、遅滞なく報告してください。

住所
氏名 様

甲賀市長



勸告書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 甲賀市

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者 甲賀市建設部住宅建築課長

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、同法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

住所
氏名 様

甲賀市長



命 令 書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 甲賀市

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 命令の責任者 甲賀市建設部住宅建築課長

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・本命令に違反した場合は、同法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条、第4条第1号及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に甲賀市長に対し審査請求をすることができます。

住所
氏名

様

甲賀市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、甲賀市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の徴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 甲賀市

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 命令しようとする措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の徴取の請求先

甲賀市建設部住宅建築課長 宛

送付先：甲賀市水口町水口 6053 番地

連絡先：

5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第7号（第7条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者（管理者）は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 甲賀市

用途

2. 措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 命令の責任者 甲賀市建設部住宅建築課長
連絡先：

住所
氏名 様

甲賀市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有（管理）する下記特定空家等の（除却、修繕、立木竹の伐採等）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（除却、修繕、立木竹の伐採等）を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地 甲賀市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積 約 m^2
延床面積 約 m^2
- (5) 所有者（管理者）の住所及び氏名

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条、第4条第1号及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に甲賀市長に対し審査請求をすることができます。

住所
氏名 様

甲賀市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有（管理）する下記特定空家等を年 月 日までに（除却、修繕、立木竹の伐採等）するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり行政代執行をおこないますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. （除却、修繕、立木竹の伐採等）する物件
甲賀市
住宅（附属する門、塀を含む）約 m²
2. 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
3. 執行責任者
甲賀市建設部住宅建築課長
4. 代執行に要する費用の概算見積額
約 円

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条、第4条第1号及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に甲賀市長に対し審査請求をすることができます。

（表面）

執行責任者証		第 号
建設部住宅建築課長		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
甲賀市長		
記		
1. 代執行をなすべき事項		
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の甲賀市 の建築物の （除却、修繕、立木竹の伐採等）		
2. 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)
第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 （略）

行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)
第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

住所
氏名 様

甲賀市長



代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

記

1. 納付期日 年 月 日まで
2. 納付金額 金 円
3. 納付方法 別途納付書兼領収書による
4. 代執行 年 月 日施行

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条、第 4 条第 1 号及び第 1 8 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に甲賀市長に対し審査請求をすることができます。